

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年2月15日

世田谷区

1 業務委託の概要

(1) 件名

一般構造物詳細修正設計委託【池尻四丁目2番先】

(2) 目的

本業務委託は、土砂災害防止法における特別警戒区域に指定されている擁壁及び法面の特別警戒区域の解除を目的とした構造検討等である。検討を行うにあたり、複数の制約条件があることから課題を整理し、特別警戒区域の解除を円滑に進めるための詳細修正設計委託作業を実施することを目的とする。

(3) 対象箇所（図-1 参照）

延長約74.0m

(4) 業務委託の内容

業務委託の概要については、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務内容及びスケジュールである。

【委託概要】

① 詳細修正設計

設計計画

設計条件の確認

設計計算

設計図

数量計算

概算工事費

照査

報告書作成（設計条件、設計工種の選定理由、設計計算書、設計図、数量計算書、概算工事費算出、施工計画書、施工段階での注意事項、現地踏査等の内容を取りまとめること。概算工事費の算出に当たっては、材料費は物価資料（建設物価、積算資料）を採用し、物価資料に記載のないものは複数社から見積を聴取すること。歩掛は国土交通省土木部工事標準積算基準書を基本とし、記載がないものは各工法の協

会歩掛や複数社からの見積を聴取し、監督員に確認すること)

- ② 関係機関及び関係者（東京都建設局、交通管理者、隣接私道所有者など）との協議資料の作成

(5) 履行期限

契約の日から令和5年3月中旬まで

(6) 成果品

成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。成果品は、以下を想定している。

【成果品概要】

① 業務報告書（2部）

（設計図、概要書、設計計算書、数量計算書、施工計画書、概算工事費、積算資料（製品見積書等）、打ち合わせ記録簿、照査報告書、現地踏査、）

② その他、区担当者が指示する資料

2 提案限度額

令和4年度 ￥17,000,000.-（消費税込み）

3 プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「土木設計」を有すること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。

(6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。

(8) 予定主任技術者が下記の①、②のいずれかを有すること。また、担当・照査技術者は下記の①から④のいずれかの資格を有すること。

①技術士：建設部門

- ・土質及び基礎
- ・鋼構造およびコンクリート
- ・道路

②RCCM

- ・土質及び基礎
- ・鋼構造およびコンクリート
- ・道路

③博士（工学）

④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

- ・（鋼・コンクリート）
- ・（地盤・基礎）

4 企画提案書を特定するための審査方法

別に定める要綱に基づき審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、書類審査を実施する。

5 企画提案書を特定するための評価項目

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、（5）その他では実現が可能でないもの及び工事の概算額が¥500,000,000円を超えるものについては評価しない。また、（6）参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

- （1）企業体制：業務実績、専門技術、人員体制
- （2）予定技術者実績：技術者資格、業務実績
- （3）業務計画：業務実施体制、工程計画
- （4）特定テーマに対する提案：業務実施体制、的確性、実現性、施工性、資料作成能力
- （5）その他：実現が可能か、工事の概算額が¥500,000,000円以内であるか。
- （6）参考見積書

6 手続等

（1）担当課

世田谷区土木部工事第一課（担当：杉山、鈴木）

〒158-0094 世田谷区玉川一丁目20番1号 二子玉川分庁舎B棟3階B33

電話：03（6432）7972

FAX：03（6432）7997

E-mail：SEA02402@mb.city.setagaya.tokyo.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

1）配布期間

令和4年2月15日（火）から令和4年3月2日（水）

（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

2）配布場所及び方法

上記（1）担当課にて窓口配布

（3）参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 提出期限

令和4年3月2日(水)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法

郵送又は持参

3) 提出先

上記(1)担当課

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 提出期限

令和4年5月25日(水)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法

郵送又は持参

3) 提出先

上記(1)担当課

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

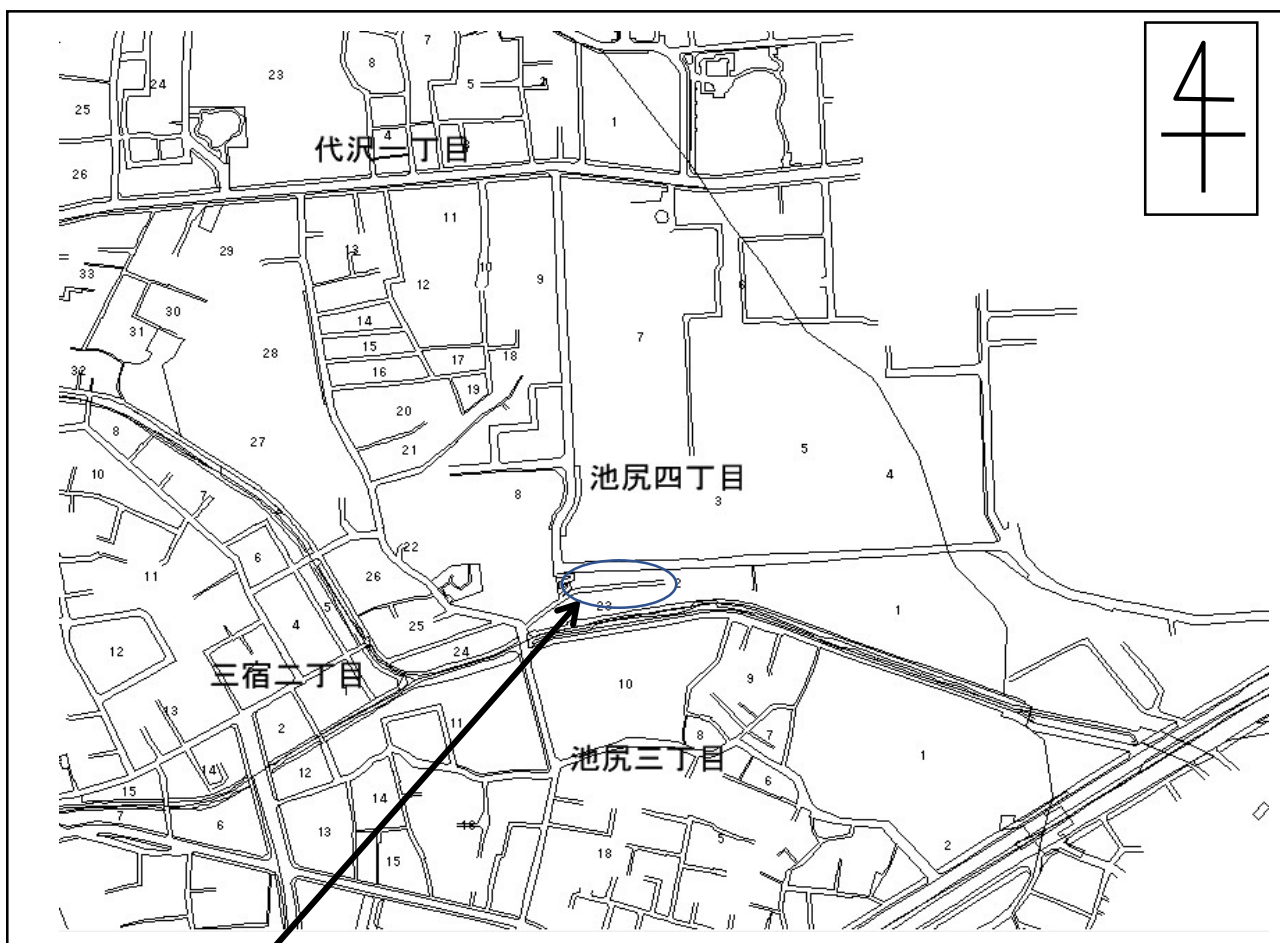
(2) 契約保証金は、免除とする。

(3) 契約書作成は、要とする。

(4) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、企画提案書を特定した理由(審査結果等)を公表することができるものとする。

(5) 詳細は、上記6(2)の説明書による。

図-1 対象箇所



〈箇所〉

池尻四丁目 2番先

一般道路構造物（擁壁）

延長 約7.4m

図一 2 参考資料 標準横断面図

